

有害鳥獣捕獲の報償金について

	単町事業		国費事業
事業名	世羅町有害鳥獣個人捕獲報償金	世羅町鳥獣被害対策実施隊捕獲報償金	鳥獣被害防止総合対策交付金事業 緊急捕獲活動支援事業
事業主体	世羅町 産業振興課	世羅町 産業振興課	世羅町鳥獣被害対策協議会 (世羅町 産業振興課)
対象者	許可捕獲者	世羅町鳥獣被害対策実施隊員	許可捕獲者 世羅町鳥獣被害対策実施隊員
捕獲の期間・場所	捕獲許可書に記載の期間と場所	指示書に記載の期間と場所	猶期（11/15～2/末）を除く 許可を受けた期間と場所
対象鳥獣	イノシシ、シカのみ	イノシシ、シカ、他	イノシシ、シカのみ
金額	1頭につき 2,000 円	1頭につき 10,000 円（銃） 1頭につき 5,000 円（わな） 他については省略	成獣 1頭につき 7,000 円 幼獣 1頭につき 1,000 円
申請時の提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類一式 (交付申請書、捕獲報告書、捕獲記録用紙、請求書) ・捕獲個体の尾 ・捕獲個体の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・出動記録簿（銃） ・見回り記録簿（わな） ・捕獲個体の尾（イノシシ、シカ） ・捕獲個体の写真（中型獣） 	「書類確認」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲報告書 ・捕獲個体の尾・両耳 ・捕獲個体の写真（指定の方法） 「現地確認」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・提出物はありません。
提出先	世羅町 産業振興課	隊員は隊長へ提出 隊長は集計後、町へ提出	世羅町鳥獣被害対策協議会 (世羅町 産業振興課)
提出期限	捕獲日から 1か月	毎月末	捕獲日から 1か月
備考	国費事業で現地確認・書類提出の場合は、捕獲個体の尾、写真の提出は不要です。	国費事業で現地確認・書類提出の場合は、捕獲個体の尾、写真の提出は不要です。	尾・両耳を提出されない場合や写真が指定の撮影方法でない場合は、事業の対象になりません。

※提出先は産業振興課のみとなっています。支所では受付できません。

< 連絡先 >
 世羅町役場 産業振興課
 鳥獣被害対策係
 電話 0847-22-5304

世羅町有害鳥獣個人捕獲報償金（単町事業）

町内における有害鳥獣による農作物等の被害軽減を図るため、イノシシ及びシカを捕獲した者に対して町の予算の範囲内において報償金を支払います。

捕獲日から概ね1か月以内に提出してください。

対象：依頼捕獲をした個人又は団体、自衛捕獲をした個人又は団体。
(世羅町鳥獣被害対策実施隊員は除く。)

対象鳥獣：イノシシ・シカのみ 1頭につき 2,000 円

※許可を受け、許可書に記載の期間と場所で捕獲の場合に限ります。

提出物：□交付申請書、捕獲報告書、捕獲記録用紙、請求書
□捕獲個体の尾（冷凍したもの）
□捕獲個体の写真（国費事業で現地確認・書類提出の場合は提出不要）

世羅町鳥獣被害対策実施隊捕獲報償金（単町事業）

世羅町鳥獣被害防止計画に基づく、生息状況・被害状況調査、追い払い活動、捕獲活動などの、鳥獣被害対策に積極的に取り組むことのできる方を町の非常勤職員として、世羅町鳥獣被害対策実施隊に任命しています。出動手当などの他、鳥獣の報償金について支払っています。

対象：世羅町鳥獣被害対策実施隊員

対象鳥獣：イノシシ・シカ（捕獲方法 銃器） 1頭につき 10,000 円
イノシシ・シカ（捕獲方法 わな） 1頭につき 5,000 円
その他中型獣 1頭につき 5,000～2,000 円
その他鳥類 1羽につき 400 円

※被害報告に基づき出動、捕獲したものに限ります。

提出物：□出動記録簿（銃器） 及び 見回り記録簿（わな）
□捕獲個体の尾（冷凍したもの）
□捕獲個体の写真（国費事業で現地確認・書類提出の場合は提出不要）
※隊員は隊長へ毎月末日までに提出し、隊長はとりまとめて町へ報告書・請求書等提出します。

実施隊になりたい方は、実施隊が世羅町在住狩猟者へ案内する希望調書を提出してください。希望者の中から実施隊より推薦された方について任命を行います。

鳥獣被害防止総合対策交付金事業 緊急捕獲活動支援事業（国費事業）

町内における有害鳥獣による農作物等の被害軽減を図るため、イノシシ及びシカを捕獲した者の活動経費として協議会の予算の範囲内において補助金を支払います。

対象者：世羅町内において許可を受け有害鳥獣捕獲した者

対象鳥獣：イノシシ・シカの成獣 1頭につき 7,000円以内
イノシシ・シカの幼獣 1頭につき 1,000円以内

対象期間：獵期を除く、許可を受けた期間。

申請時の提出物：「現地確認」の場合、提出物はありません。

「書類確認」の場合は次のものを提出してください。

有害鳥獣捕獲報告書

捕獲個体の写真（指定の方法で撮影したもの。データ提出可。）

捕獲個体の尾・両耳（冷凍したもの）

※確認の方法について

現地確認	町担当者が捕獲現場に立ち会い、写真撮影、尾・両耳の回収を行います。 産業振興課（0847-22-5304）へ電話でご連絡ください。 本事業の提出物はありませんが、単町事業の書類提出は必要です。 (町担当者が立会えない場合（不在や時間外、閉庁日等）があります。)
書類確認	有害鳥獣報告書、捕獲個体の写真、尾・両耳を提出してください。 捕獲日から概ね1ヶ月以内に報告してください。 指定の撮影方法以外の写真の場合は補助金の対象外となります。

※写真の撮影方法について

「わなに捕獲された状態の写真」「捕獲者と捕獲個体が写った写真」の2枚を撮影してください。

- 捕獲者は確認用標識を記入・持った状態で写真に写ってください。
- 捕獲個体は撮影者の方向から見て、頭を右に、足を下に向けてください。
- 捕獲個体の胴に**黄色の油性ペンキ**で捕獲月日を記入してください。個体が小さく記入が困難な場合は横線を記入してください。
- シカを捕獲の場合は、大きさを判別するため、胸から尻に定規・ポール等を添えてください。（イノシシはうり模様で判別します。）
- 写真を印刷して提出の場合は、撮影日を印字してください。

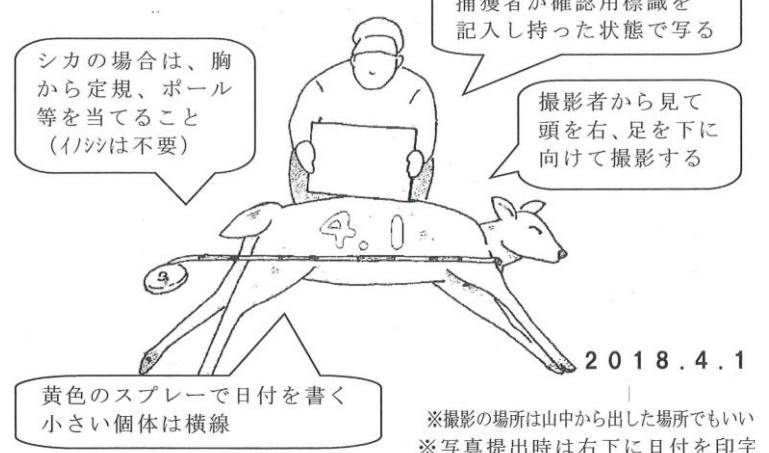
※対象外になる事例

向きが違う、捕獲者が見切れて誰か判別できない、黄色のペンキがない、シカに定規がない等

わなに捕獲された状態の写真

及び

捕獲者と捕獲個体の写った写真



※撮影の場所は山中から出した場所もいい
※写真提出時は右下に日付を印字